・不誠実対応-30

行方不明だった悠生君が見つかった時、悠生君の両親が懇願したにも関わらず、児童発達支援管理責任者:宇津雅美)と事故を起こした従業員は悠生君に会いに来なかった。

この理由を遺族側が質問すると、毎回異なる説明をアルプスの森(施設長:宇津慎史)側は行っている(不誠実対応③)(本文章の後半にも説明を記載)。今回の保護者会での説明は、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝を受けたため、吹田警察署に行くとまた同様の恫喝を受けるのではないかと恐怖を感じた為とのこと。

ただこの説明も大きな矛盾がある。宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)は、悠生君の葬式には参加するつもりでいたとの事であった。

悠生君が見つかった当日の朝、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は吹田検察署に恫喝被害の相談に行っている。本当に悠生君の母親(清水亜佳里)が、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に恫喝を行っており、それが児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に恐怖心を植え付けている状態なのであれば、一番、悠生君の親に恐怖心を抱く事がなく会う事ができるのは吹田警察署である。

児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が本当に、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝される恐怖を感じているのであれば、吹田警察署の職員が全くおらず、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が如何に不誠実な対応をし続けて来たかを良く知っている者が多くいる(さらには悠生君の親戚も多くいる)葬式に参加する方が、警察署に行くことに比較し圧倒的にハードルが高くなる。

従って、不安・恐怖を最も取り除くことが可能な吹田警察署に行く状況に強力な恐怖を抱くが、相談した吹田警察署の職員はおらず、宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)に不信感を抱いている者が多く存在する葬式会場に行く事には恐怖を抱かないとしていること自体に、アルプスの森(施設長:宇津慎史)の上記の行動も、遺族としては、自己都合に基づく大きな矛盾であると認識している。

*そもそも本件の様に、死亡事故を起こした加害者が、被害者家族に罵倒される事が精神的ストレスであるから、被害者家族を恫喝加害者として扱うこと。それにより、被害者家族に会うのを避けるという。こういった状態は社会的責任を負うことからの逃避であり、非常に無責任であり宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)の致命的な倫理観の欠如を示している他のなにものでもないと悠生君遺族は考えている。

(音声ファイル-30[1]) [0:00:00] ⇒ [0:01:20] (音声ファイル-30[2]) [0:00:00] ⇒ [0:01:04]

(主な会話内容)

(音声ファイル-30[1])

[0:00:00] 悠生君の父親・母親(清水悠路・清水亜佳里)

(当日の)3 時には(悠生君が吹田警察署に来たら)会うって約束を児童発達支援管理責任者 (宇津雅美)にしていた。

[0:00:08] アルプスの森側弁護士

そのあたりから弁護士は相談を受けていたとのこと。児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は、警察に相談に行くほど精神的なストレスを受けていた。吹田警察に来るように言われたが、どう対応したらいいのか解らないと言って、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が弁護士に相談。吹田警察に行かなくても、葬式にいけば良いと考えた。

[0:01:02] 悠生君の母親(清水亜佳里)

その時、子供に会うのでなければいつ会うのか? (整えられる前の子供に会わなきゃ意味がない)

(音声ファイル-30[2])

[0:00:00] アルプスの森側弁護士

その変に関してお葬式に出席したいってことは、はっきりとご連絡は差し上げたと思います。

[0:00:05] 悠生君の母親(清水亜佳里)

川から引き揚げられた子に会いにこなかった。会いに来なかったのに、整えられた子供に 会ってもらいたいと思いますか?

あの時点でちゃんと、川から引き揚げられた子供にあってさえすれば、私たちは、じゃ~ 葬式もお願いしますって言えましたよ。

でもあってもないのに、なぜ飛び越えて来ようとするの?

[0:00:26] アルプスの森側弁護士

先ほどのご質問に対してですね。こちらからのご出席の意向はありましたので…。そこは ご理解頂きたいと思うのです。

お電話を差し上げたという事は、その時にはもう来なくて良いと言う…

[0:00:46] 悠生君の母親(清水亜佳里)

お葬式がどうしますか?は私たちは聴いていませんよ。電話はあったのかも知れないが、 会話はしていません。

[0:01:00] 施設長(宇津慎史)

(葬式会場を)何処にも教えて貰えませんでした。

[0:01:02] 悠生君の母親(清水亜佳里)

そうですよね。だってみんなそう思いますよ。

(数多くの不誠実対応をし続けた死亡事故の責任施設に、葬式会場の場所を教えようとは 思わない。)

(上記会話の問題点)

→ 保護者会(令和5年9月8日)では、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝を受けた 恫喝被害者であるとの概念を提示。

ただ本当に悠生君の母親(清水亜佳里)が、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に、明らかな恫喝を行っており、その恫喝を恐怖に感じているのであれば、一番、悠生君の親に恐怖心を抱く事がなく会う事ができるのは吹田警察署のはずである。

事実、その悠生君が見つかる寸前(同日の朝)に、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は吹田検察署に恫喝被害の相談に行ったとのことである。相談に行くという事は、吹田警察に頼っている事を意味し、ある意味、精神的に吹田警察に依存している事を意味する。しかしながらこの不安・恐怖を最も取り除くことが可能な吹田警察署内に行く事には恐怖を抱くとしている(音声ファイル-30[1])。

一方、相談した吹田警察署の職員はおらず、さらには今までの多くの宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)の行ってきた不誠実な対応を知っている多くの人がおり、多くの悠生君の親戚もいる葬式会場に行く事には恐怖を抱かない(音声ファイル-30[2])としている。

アルプスの森(施設長:宇津慎史)の上記の行動も、遺族としては、自己都合に 基づく大きな矛盾であると認識している。

▶時系列でのアルプスの森(施設長:宇津慎史)の説明>

悠生君が見つかった時に童発達支援管理責任者(宇津雅美)が、吹田警察署に行かなかった理由としてアルプスの森(施設長:宇津慎史)側は数多くの説明をしているが、全てが理にあっておらず、その説明を行うタイミングで内容がかなり変わってきており、不誠実であると遺族は考えている。

1. 悠生君が見つかった時(令和5年12月16日)の電話での説明

- 1.1 児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は別件で忙しい
 - → これに対し悠生君の両親(清水悠路・清水亜佳里)は、その別件は行方不明であった悠生君がやっとみつかった。その別件は、悠生君に会いにいくことより、優先されるものなのかを尋ねている。その時の施設長(宇津慎史)の返答は、別件の詳細についてではなく、弁護士に行かない方が良いと言われたとの説明に変わった。

しかしながら上記会話でも解るように、施設長(宇津慎史)はこの電話 (実際は 1 回の電話でなく弁護士に相談するとの理由で、数回に分けて電話のやり取りを行っている)で、宇津兄弟(宇津雅美および宇津慎史)が吹田警察に行くことを条件付で承諾している。

すなわち、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が吹田警察に行くことが出来ないくらいの内容の別件の存在が嘘であることを、この電話の中で施設長(宇津慎史)自ら証明したことを、この保護者会での説明でわざわざ言及していることになる。

- 1.2 弁護士に相談したら、吹田警察署に行かない方が良いといわれた。
 - → 電話の時の説明で宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)は、弁護士にとめられた ので吹田警察には行けないとの説明に変わった。しかしながら、この保護者会 の弁護士の説明では、積極的に弁護士がとめたとの事になっていない。
- 1.3 電話での悠生君の母親(清水亜佳里)の訴えに対する謝罪を要求。
 - → 一番、私達悠生君の親の心情を踏みにじった行動である、謝罪要求に関しては、 上述のようにアルプスの森(施設長:宇津慎史)は火消しに走っている。

しかし、この悠生君が見つかったこのタイミングにおいて(正確には、電話に出た宇津兄弟が吹田警察署に行ってあげても良いという判断を引き出した後)、保護者会での説明でも、施設長(宇津慎史)が納得している様に、3度も施設長(宇津慎史)が、悠生君の母親に対し「兄(宇津雅美)に酷い事いいましたよね?」と繰り返し述べている。

このタイミングでこの発言を 3 回も述べるという事は、この酷い事を述べ

た事に対する謝罪を要求していると捉えるには充分な行動である。警察署に 児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が来る条件として、謝罪を提示してきたと 遺族側が捉えるにはごく当然の発言である。

*保護者会での説明では精神的な理由からと言い、当日も吹田警察署に行くかどうかを苦慮していたとアルプスの森(施設長:宇津慎史)側の弁護士は説明している。

しかしながら、悠生君の遺族が 15 時に児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に電話しており、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)と事故を起こした従業員に悠生君の両親が悠生君に会う事を希望している事を知っていながら、その後一切、悠生君の両親に対してアルプスの森(施設長:宇津慎史)側からは連絡がなく、20 時頃に悠生君の家族がアルプスの森(施設長:宇津慎史)に電話するまで放置し、突然、悠生君の両親に吹田警察にはいかないと言い出した事実は変わらない。

さらには、悠生君が 20 時頃の電話は、施設長(宇津慎史)が吹田検察署に来ることを嫌がったため、悠生君の両親は吹田警察に会いに来ることを懇願したため、電話は数回にわたりなされた。

この状況でも宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)が、自発的な謝罪の念が無い事が明らかであったが、この状況の上、電話での悠生君の母親(清水亜佳里)の前日の訴えに対する謝罪を要求している。

このような状況では、宇津兄弟(宇津雅美及び宇津慎史)の自発的な謝罪はまったく期待できず悠生君に会っても悠生君を冒涜するだけなので、悠生君の父親は「そのようなお考えをお持ちでしたら、来て頂かなくて結構です。」と言って電話を切った。

2. 回答書(令和5年3月16日付)での説明

2.2 夜の何時に行っていいのかが解らなかった。

→ 回答書(令和5年3月16日付)の記載では、別の用事の事に対しても言及しており、悠生君に会いにきて欲しいと言う遺族の気持ちの優先順位の捉え方に疑問をもつ。さらには、夜の何時に行けば良いか解らないと言うのも嘘であり、司法解剖が終わってから吹田警察にくるので、19時半から21時の間に来る事も15時の児童発達支援管理責任者(宇津雅美)への電話で説明している。詳細については(不誠実対応9)に記載。

2.3 悠生君の母親(清水亜佳里)から暴言をはかれた。

→ そもそも安全対策の取り決めを反故にし、大切な息子の命を奪った事故の最も責任がある人物である児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に、親が怒りをあらわにするのは一般常識的に考え当然だと思われる。

またその上大切な息子が行方不明な状況にあるにも関わらず、捜索活動を 充分に行っていなかったことに対しても、親が怒りをあらわにするのは一般 常識的に考え当然だと思われる。

この常識的な反応を理由に悠生君の会わないと考えたのであれば、責任感の欠如を説明しているに過ぎない

詳細については(不誠実対応⑩)に記載。

2.4 水中ドローンの費用を全額請求された。

→ 悠生君の捜索において悠生君の親は、個人的に空中ドローンと水中ドローン を導入した。大きな河で川幅が大きすぎて肉眼では観測できない場所を一日 2 回、空中ドローンで観察していた。

空中ドローンを扱う業者は近くにあり、空中ドローンの導入は直ぐにできたが、水中ドローンの導入には扱う業者が近くになく、東京の業者からレンタルする必要があったため導入が遅れ実際に導入できたのは、15日に夕方と16日の朝だけであった。

確かに悠生君の父親(清水悠路)は、15日の児童発達支援管理責任者(宇津雅美)への電話の中で、水中ドローンにかかる費用の半分を負担して欲しいと依頼した。すなわち圧倒的に費用の掛かっている空中ドローンの費用に関しては一切、頼んでいないし、水中ドローンの費用も半額のお願いをした。

しかしながら児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は費用を水中ドローンの 費用を全額請求されたと悪意に満ちた捉え方をしている。

この点からもアルプスの森(施設長:宇津慎史)が捜索活動にまともに取り組んで来なかったことが解る。ドローンの導入は捜索活動に積極的に参加していた人は殆ど知っていたが、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側は空中ドローンを導入している事は知らなかった。さらには少し補助に依頼をしただけで、悪意に満ちた考えをしてくる事も判明した。

詳細については(不誠実対応⑪)に記載。

3. 回答書(令和5年7月17日付)での説明

3.1 体調に問題があった。

→ 持病があり、吹田警察署に行った時に遺族にキツイ言葉を投げかけられるの は、精神的・肉体的に持たないとの説明に変わった。

宇津及び代表者には共に持病があり、定期的な通院をしておりました (宇津は本年3月上旬から4月中旬にかけて一時生命の危険に晒され、入院していたこともありました。)。

このような体調に問題のある宇津及び代表者が、清水君のご遺体に会うため 吹田警察署に行った場合、そこで清水様からまたどのようなきつい言葉を投げ かけられるかとても不安であり、精神的及び肉体的にもたない可能性も十分に ありました。

(回答書(令和 5 年 7 月 7 日作成)より一部抜粋)

事故直後から悠生君の両親は PTSD(外傷後ストレス障害)症状に苦しんでいるが、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)の発言で(不誠実対応20)(音声ファイル20-1)、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は少なくても両親が苦しんでいた PTSD(外傷後ストレス障害)症状は有していないことが判明している。また通常であれば、行方不明の事故を起こした責任者であれば、施設を通常

運営を一旦は停止し、行方不明の児童の捜索活動に専念すると考えられるが、 児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は悠生君の捜索活動も施設の通常運営も 両方ともできるとし今日に至る。

本当に身体的及び体力的に児童発達支援管理責任者(宇津雅美)がもたないのであれば、悠生君の捜索活動に専念しなくてはいけなかった事になる。

またこの記載は、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が自分の責任を全うすることが身体的及び体力的に不可能であることを説明しているに過ぎない。 すなわち、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は安全管理に関し責任のある立場に立ってはいけない人物という事になる。

これは精神的・肉体的に問題がある人物が責任者になっている段階で、当時 の施設利用者の安全管理がおろそかになっていることを説明しているに過ぎ ない。

4. 保護者会(令和5年9月8日)での説明

- 4.1 悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝を受けた。
 - → アルプスの森(施設長:宇津慎史)側は、回答書(令和5年7月17日付)での説明 内容では現時点での安全管理状態に問題が出てくることを認識したのか、保

護者会(令和 5 年 9 月 8 日)では児童発達支援管理責任者(宇津雅美)の体調自体に問題があるとの発言はなくなった。

その代わりに再燃してきたのが、悠生君の母親(清水亜佳里)に恫喝を受けた 恫喝被害者であるとの概念を提示してきた。

ただ本当に悠生君の母親(清水亜佳里)が、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に、段三者が見ても明らかな恫喝を行っているのであれば、一番、悠生君の親に恐怖心を抱く事がなく会う事ができるのは吹田警察署のはずである。 事実、その悠生君が見つかる寸前(同日の朝)に、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は吹田検察署に恫喝被害の相談に行ったとのことである。

不安・恐怖を最も取り除くことが可能な吹田警察署内に行く事には恐怖を抱くが、相談した吹田警察署の職員はおらず、さらには今までの多くの宇津兄弟(宇津雅美及び、宇津慎史)の不誠実な対応を知っている多くの人がいる葬式会場に行く事には恐怖を抱かないとしている事に大きな矛盾が生じている。

*結局、悠生君が見つかった時(令和5年12月16日)、回答書(令和5年3月16日付)、回答書(令和5年7月17日付)、保護者会(令和5年9月8日)での説明が全て異なっていることが解る。また、発言内容に信憑性がないことも解る。